

# 学級担任の先生・社会科の先生に『税』の話題を提供！

～北見版～

## くらしを支える税

第 42 号

平成 25 年 8 月

北見市租税教育推進懇話会

暦は 8 月となり、北海道の短い夏も今が最盛期、子どもたちも夏休み真っ盛りですね！

今年の夏休み中に海外旅行に出かけた人もいるのでは？

海外旅行から帰ってきたら、税関に申告する「関税」について、説明します。

### 「国税」について(第二回) ～ 関税 ～

国税には、印紙税、関税、揮発油税、航空機燃料税、自動車重量税、酒税、消費税、所得税、石油ガス税、石油石炭税、相続税、贈与税、たばこ税、地価税、電源開発促進税、登録免許税、とん税及び法人税などがあります。(50音順)

第 2 回目の今回は、関税について説明します。

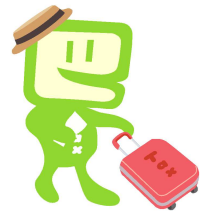
関税は、歴史的には古代都市国家における手数料に始まり、内国関税、国境関税というような変遷を経てきましたが、今日では一般に「輸入品に課される税」として定義されています。

関税は、他の租税と同様に国家権力に基づき徴収され、その収入は国庫収入となります。

ちなみに平成 23 年度の関税は、約 8,742 億円でした。

国家間の経済交流が活発化し、貨幣経済が浸透する一方、国家の財政規模が巨大となり、国家の徴収体制が整備されるのに伴い、財源調達手段としての関税の意義は相対的に小さくなっています。

他方、関税が課せられると、その分だけコストが増加し、国産品に対して競争力が低下することから、関税の国内産業保護という機能が生まれます。現在では、この産業保護が重要な関税の機能となっています。



関税率を大別すると、法律に基づいて定められている税率と条約に基づいて定められている税率に分けられます。

実行関税率表(2013年4月版)によると、大きく21部に分け、更に97類に分類し、税率を課しています。

例えば、第1部は動物及び動物性生産品で分類として「第1類 動物」、「第2類 肉及び食用のくす肉」、「第3類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物」、「第4類 酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品」、「第5類 動物性生産品」に分けられるとのこと。(詳細は財務省HPへ)

この他、外国旅客の携帯品(お土産など)は、例えば、酒類3本まで、または1万円以下の少額物品などは関税が課せられないなどの免税制度があります。

#### 税関とは

財務省の地方支分部局(地方出先機関の総称)で、函館税関・東京税関・横浜税関・名古屋税関・大阪税関・神戸税関・門司税関・長崎税関及び沖縄地区税関があり、税関支署・出張所等が他に置かれています。

(税務署とは国の機関ということでは一緒ですが、財務省の外局にある国税庁とは組織が異なります。)

# 学級担任の先生・社会科の先生に『税』の話題を提供！

## 「国税」について(第二回 続き) ～ 揮発油税 ～

揮発油税は、製造所から移出される又は保税地域から引き取られる揮発油（ガソリン）に対して課される税金です。（間接税）

本則税率は1キロリットルあたり24,300円ですが、2018年3月31日までは特例税率として1キロリットルあたり48,600円がとなっています。

同じような税で、この他に地方揮発油税があり、この地方揮発油税は同じ揮発油（ガソリン）に対して同じく課税していますが、地方自治体に財源を譲与することを目的としている国税（間接税）です。（以前は地方道路税という名称でした。）

本則税率は1キロリットルあたり4,400円ですが、2018年3月31日までは特例税率として1キロリットルあたり5,200円がとなっています。

この揮発油税と地方揮発油税をあわせて、一般的にガソリン税といわれています。

2009年4月1日までは、用途が道路財源に特定されていましたが、現在はその制度は廃止されましたが本税の収入の大部分は道路財源に多く用いられているとのことです。

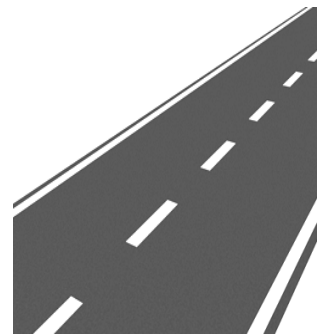
昭和12年4月に代用燃料生産を助長する目的で揮発油税が創設、昭和18年7月に石油専売法によりガソリンが配給制になったことに伴い、廃止。

その後昭和24年5月に復活、昭和30年8月に地方道路税が創設、平成21年4月に道路特定財源制度廃止に伴い、地方道路税を地方揮発油税に改称。

平成23年度の揮発油税の税収は、約2兆6,484億円でした。

※ 揮発油の平均小売価格（小売物価統計調査規則第1条に規定する小売物価統計調査の各月の結果として公表された都市別の自動車ガソリンの小売価格を合計し、当該都市の数で除した額）が連続3ヶ月にわたり160円/ℓを超えることとなった場合には、特例税率の適用が停止され、揮発油税及び地方揮発油税の本則税率が適用されることとなります。

ただし、この制度は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第44条により、適用が停止されています。



### 租税教室のお知らせ

租税教育推進懇話会では、次代を担う児童・生徒の皆さんに、税の意義や役割を正しく理解していただけるよう、学校のお手伝いとして、税務署の職員などを講師として租税教室を開催しています。

申し込みや租税教室についてのご質問などは、**北見税務署 税務広報広聴官**にご連絡ください。

なお、講師派遣に関する費用は一切かかりません。

#### 【お問い合わせ先】

北見市租税教育推進懇話会又は  
北見税務署 税務広報広聴官  
新藤 賢二  
北見市青葉町3番1号  
Tel 0157-23-9160【直通】

『税に関する資料がほしい』

『「北見版 暮らしを支える税」でこんな話題を取り上げてほしい』  
など、皆様のご意見・ご要望をお待ちしています。